

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を定める条例について

1 条例制定の経緯及び必要性

児童福祉法の一部改正に伴い、令和6年4月、国において、新たに「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「内閣府令」という。）が制定された。

これにより、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたことから、新たに条例を制定するものである。

2 条例制定の考え方

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」については、内閣府令の基準を用いる。

3 条例骨子案

（1）設備の基準

①設備基準

- ・居室、学習室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所を設けること。定員30人以上の場合は医務室及び静養室を設けること。
- ・年齢、性別、ジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- ・プライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
- ・ユニット（居室と設備が一体的に構成される場所。概ね6人以下。）を整備するよう努めること。
- ・児童の居室の定員は4人以下とし、その面積は、1人につき4.95㎡以上とすること。
- ・少年（小学校就学の始期から18歳に達するまでの者）の居室の個室化に努めるとともに、その面積は、8㎡以上とするよう努めること。

（2）運営の基準

①児童の権利擁護等

- ・児童に対して、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況その他の事情に応じた説明を行わなければならない。
- ・児童の意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。

②職員配置

- ・ 児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員の配置基準を規定する。
- ・ 夜間は、職員２人以上（ユニットごとに職員１人以上）を置かなければならない。
- ・ 管理者、指導教育担当職員を置かなければならない。

③衛生管理等

- ・ 清潔な衣服を提供しなければならない。

④児童の健康状態の把握

- ・ 児童の健康状態を把握するために、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

⑤児童の教育

- ・ 教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- ・ 通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

⑥生活支援、親子関係再構築支援

- ・ 親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

⑦その他運営に関する事項

- ・ 自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（３）経過措置

- ・ 設備について、現に存する一時保護施設は本基準を適用せず、従前の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を準用する。
- ・ 職員及び夜間の職員配置について、職員の確保の状況等により本基準により難しいときは、内閣府令で規定する期日まで、従前の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を準用する。